

○東京藝術大学防災管理内規

	〔平成16年4月1日〕	
	制	定
改正	平成17年4月1日	平成17年7月21日
	平成18年9月7日	平成19年7月23日
	平成20年4月15日	平成20年10月17日
	平成21年2月5日	平成22年3月5日
	平成22年4月8日	平成22年5月21日
	平成23年3月29日	平成23年7月8日
	平成24年4月1日	平成25年10月1日
	平成25年10月24日	平成26年3月6日
	平成27年5月14日	平成28年3月24日
	平成30年3月1日	

第1章 総則

(目的)

第1条 この内規は、本学における火災、震災その他の災害（以下「災害」という。）を予防し、又は災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災管理の実施に関し必要な事項を定め、本学の役員、職員及び学生等（以下「職員等」という。）の生命、身体及び教育研究施設等を災害から守ることを目的とする。

(諸法令との関係)

第2条 本学の防災管理については、法令又はこれに基づく特別の定めのあるもののほか、この内規の定めるところによる。

(定義)

第3条 この内規において「部局」とは、事務局、美術学部、音楽学部、大学院映像研究科、大学院国際芸術創造研究科、附属図書館、大学美術館、社会連携センター、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、保健管理センター、芸術情報センター、美術学部附属古美術研究施設、音楽学部附属音楽高等学校及び国際交流会館をいう。

2 この内規において「部局長」とは、前項に定める部局の長をいう。

3 この内規において「防災管理区域」とは、別表第1の防災管理区域表に定める防災管理区域をいう。

4 この内規において「消防用設備等」とは、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。

5 この内規において「一般施設」とは、消防用設備等以外の建築物、電気設備火気使用設備器具及び危険物施設をいう。

第2章 防災管理機構

(防災管理の総括)

第4条 学長は、本学における防災管理の全般を総括する。

(部局における防災管理の責務)

第5条 部局長は、所属職員を指揮監督し、当該部局の災害予防に努めなければならない。

(防火管理者)

第6条 学長は、法第8条の規定に基づき防火管理者を別表第2のとおり指定する。

2 2部局以上をもって一つの防災管理区域とする場合は、統括防火管理者を置く。

(防火管理者の責務)

第7条 防火管理者は、法第8条第1項に規定する業務を遂行する。

(防火管理担当者及び火気取締責任者)

第8条 部局に、防火管理担当者及び火気取締責任者を別表第2のとおり置く。

2 防火管理担当者は、防火管理者を補佐し、火気取締責任者に対する業務の指導及び監督をしなければならない。

3 火気取締責任者は、常に分担区域の火気に注意し、適正な火気使用について指導するとともに、次の業務を行わなければならない。

(1) 火気使用設備器具の火気管理

(2) 災害の危険のある物品の安全確認及び物品の整理整頓

(3) その他災害予防上必要な業務

(防災対策委員会)

第9条 本学に防災対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第10条 委員会は、学長、各部局長、各課長、各事務長をもって組織し、委員長は学長をもって充てる。

(委員会の任務)

第11条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 防災に関する諸規程の制定及び改廃

(2) 防災設備等の改善及び強化

(3) 防災上の調査及び企画

(4) 防災思想の普及及び高揚

(5) その他防災対策に関する必要事項

(委員会の開催)

第12条 委員長は、年に1回委員会を招集し、その議長となる。ただし、必要があるときは、臨時に委員会を招集することができる。

2 委員会には、必要に応じ、他の職員を出席させることができる。

3 委員会の庶務は、施設課防災対策室において処理する。

(防災対策連絡会)

第13条 委員会に防災対策連絡会（以下「連絡会」という。）を置き、事務局長、各課長、各事務長、各課長補佐、各事務長補佐及び防火管理者をもって組織する。

2 連絡会は、防災に関する事務について関係部局との連絡調整に当たる。

3 連絡会に議長を置き、事務局長をもって充てる。

4 連絡会は、必要に応じて、議長が招集する。

5 連絡会の庶務は、施設課防災対策室において処理する。

第3章 災害の予防等

(災害予防等)

第14条 部局長は、当該部局における防災管理上、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 火気使用（臨時の火気使用を含む。）に関する事。
- (2) 建築物、電気施設、火気使用施設及び危険物施設の変更に関する事。
- (3) 災害が発生したとき又は地震警戒宣言が発令されたときの通報及び措置に関する事。
- (4) 震災予防措置及び震災後の安全確認措置等に関する事。
- (5) その他災害予防等に必要な事項
（職員等の責務）

第15条 職員等は、火気の使用に当たっては、常に最善の注意を払わなければならない。

2 危険物等を取扱う者は、関係法令等を遵守し、常に最善の注意を払わなければならない。

3 災害を発見した職員等は、直ちに関係者に通報し、火災にあつては、初期消火に務めなければならない。

（自衛消防組織）

第16条 本学に災害等が発生した場合に備え、自衛消防隊を組織する。

（自衛消防隊の任務）

第17条 自衛消防隊は、災害が発生したとき又は地震警戒宣言が発令されたときは、消防隊長の定めるところにより初期の消防活動、警戒活動及びその他防災上の諸活動に当たらなければならない。

第4章 防災教育及び訓練

（防災教育及び訓練）

第18条 部局長は、当該部局の職員等に対し、次の各号に掲げる教育及び訓練を行わなければならない。

- (1) 防災管理組織の周知徹底
- (2) 関係法令及び本学の規則等に定める遵守事項の周知徹底
- (3) 消防計画の周知徹底
- (4) 震災対策に関する事項の周知徹底
- (5) 消火訓練、通報訓練、避難訓練、震災訓練及び総合訓練
- (6) その他防災上必要な教育及び訓練

第5章 雑則

（消防機関への届出等）

第19条 法令等に基づく消防署に対する届出及び報告は、学長が行う。

（調査及び指示）

第20条 学長は、必要があると認めるときは調査員を任命し、部局における防災管理の状況について調査を行い、その結果に基づき部局長に必要な指示を与えるものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 東京芸術大学防災管理内規（昭和60年1月1日制定）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年9月7日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年2月5日から施行し、平成20年8月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年3月1日から施行する。

別表第1（第3条第3項関係）

防災管理区域表

防災管理 区域	部局名	部局監守区域	部局長
上野地区	事務局	事務局の用に供する土地・建物等	事務局長
	美術学部	美術学部の用に供する土地・建物等（体育館を含む。）	美術学部長
	音楽学部	音楽学部の用に供する土地・建物等	音楽学部長
	附属図書館	附属図書館の用に供する土地・建物等	附属図書館長
	大学美術館	大学美術館の用に供する土地・建物等	大学美術館長
	社会連携センター	社会連携センターの用に供する土地・建物等	社会連携センター長
	言語・音声トレーニングセンター	言語・音声トレーニングセンターの用に供する土地・建物等	言語・音声トレーニングセンター長
	演奏芸術センター	演奏芸術センターの用に供する土地・建物等	演奏芸術センター長
	保健管理センター	保健管理センターの用に供する土地・建物等	保健管理センター長
	芸術情報センター	芸術情報センターの用に供する土地・建物等	芸術情報センター長
	大学院国際芸術創造研究科	大学院国際芸術創造研究科の用に供する土地・建物等	大学院国際芸術創造研究科長
	音楽学部附属音楽高等学校	附属音楽高等学校の用に供する土地・建物等	附属音楽高等学校長
	奈良地区 美術学部附属古美術研究施設	附属古美術研究施設の用に供する土地・建物等	附属古美術研究施設長
取手地区	事務局	事務局の用に供する土地・建物等	事務局長
取手地区 松戸地区	美術学部	美術学部の用に供する土地・建物等	美術学部長
	大学美術館	大学美術館の用に供する土地・建物等	大学美術館長
	国際交流会館	国際交流会館の用に供する土地・建物等	国際交流会館長
横浜地区	大学院映像研究科	大学院映像研究科の用に供する土地・建物等	大学院映像研究科長
千住地区	音楽学部	音楽学部の用に供する土地・建物等	音楽学部長
千住地区	大学院国際芸術創造研究科	大学院国際芸術創造研究科の用に供する土地・建物等	大学院国際芸術創造研究科長

別表第2（第6条、第8条関係）

防火管理者及び防火管理担当者

防災管理区域	部局名	防火管理者	防火管理担当者
上野地区	事務局	（統括防火管理者） 事務局長	施設課防災対策室長 施設課計画係長 施設課設備係長
	美術学部	美術学部事務長	美術学部会計係長
	音楽学部	音楽学部事務長	音楽学部会計係長
	附属図書館	附属図書館事務長	附属図書館総務係長
	大学美術館	大学美術館事務長	大学美術館企画係長
	社会連携センター	社会連携課長	社会連携課社会連携係長
	言語・音声トレーニングセンター	音楽学部事務長	音楽学部会計係長
	演奏芸術センター	演奏企画室長	演奏企画室演奏企画管理係長
	保健管理センター	学生課長	学生課総務係長
	芸術情報センター	附属図書館事務長	附属図書館総務係長
	大学院国際芸術創造研究科	千住校地事務センター事務長	千住校地会計係長
奈良地区	音楽学部附属音楽高等学校	附属音楽高等学校副校長	附属音楽高等学校副校長
	美術学部附属古美術研究施設	古美術研究施設事務室主任	古美術研究施設事務室主任
取手地区	美術学部	（統括防火管理者） 取手校地事務室事務室長	取手校地事務室総務係長
	事務局（福利厚生施設）	学生課長	学生課課外支援係長 学生課総務係長
	大学美術館	大学美術館事務長	大学美術館企画係長
松戸地区	国際交流会館	国際企画課長	国際企画課国際交流係
横浜地区	大学院映像研究科	大学院映像研究科事務長	大学院映像研究科会計係長
千住地区	音楽学部	千住校地事務センター事務長	千住校地会計係長
	大学院国際芸術創造研究科		